

意見書

平成 21 年 2 月 23 日

総務省総合通信基盤局
電波部移動通信課 へ

郵便番号
(ふりがな)
住所
(ふりがな)
氏名
(匿名希望)
電話番号
電子メールアドレス

「3.9 世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針案等に対する意見募集」に関し、以下のとおり意見を提出します。

まず、「3.9 世代移動通信システム」という名称についてですが、海外においては、LTE やモバイル WiMAX を「4G」と称していることがほとんどであり、国際協調の面から、「第 4 世代移動通信システム」と称してもよいのではないかと考えます。

次に、1468MHz～1477MHz/1516MHz～1525MHz を使用していたアナログ MCA システムは既に停波しており、現在は空き帯域となっております。

ここを有効に利用し、例えば基地局側 1520.9MHz、移動局側 1472.9MHz までとし、3 者に 15MHz を割り当てることで、多くの利用者の利便につながります。

また、デジタル MCA システムが導入されている帯域では、一部の地区では平成 26 年 3 月 31 日まで使用が制限される案となっておりますが、このうち、北海道、中国、九州においては、利用者、局数は極端に少なくなっています。

(北海道:制御局数 2、ユーザー数 10、移動局数 335)

(中国:制御局数 1、ユーザー数 2、移動局数 1100)

(九州:制御局数 3、ユーザー数 10、移動局数 622)

(上記数値は 総務省 無線局免許情報 2008 年 12 月 20 日時点)

にもかかわらず、平成 26 年までデジタル MCA システムを利用可能とすることは、結果的に、これら少数の MCA 利用者のために、平成 26 年まで 3.9G の導入が足止めされることになり、当該地区の携帯電話、モバイル通信利用者に不利益となります。

上記地区においては、移行促進のため、デジタル MCA システムの使用期限を前倒しするべきだと考えます。

それ以外の地区(関東、東海、近畿)においても、MCA 事業者は早期に帯域を開放するようより一層利用者の移行に尽力すべきと考えます。

また、MCA 利用者の移行に際し、特定周波数変更対策業務を適用するなどし、費用負担を軽減するよう対策を行うべきと考えます。

最後に、1.7GHz 帯東名阪バンドについて、東名阪地区以外にも使用が可能となるようにすべきと考えます。

先日行われた「3.9 世代移動通信システム等の導入に係る公開ヒアリング」において、NTT ドコモより「東名阪だけでなく、地域の大都市(例えば、九州)でも周波数逼迫が深刻。」との状況が示されております。

多くの同社端末は 1.7GHz 帯に対応しており、東名阪以外の周波数逼迫した地域において、1.7GHz 帯の基地局を整備するだけで、既存の利用者が端末の買い替えを行うことなく混雑状況の緩和が期待され、利用者の利便につながります。

以上